

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和2年8月7日

石川県監査委員 焼田宏明
同 増江啓
同 山本次作
同 奥村豊美

(別紙)

工試第443号
令和2年7月10日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和2年6月29日付け石監査第147-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	工業試験場	今回の交通事故の後、全職員に対し、改めて安全運転に努めるよう注意喚起をしたほか、事故を起した職員には、総務部が行っている自動車運転技術講習を受講させました。 今後も全職員が一丸となって交通法規を遵守し、事故を起さないよう、交通安全を徹底していきます。